

令和7年2月10日

第11回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉東町農業委員会

令和6年度第11回玉東町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年2月10日（月） 午後1時30分～午後2時00分

2. 場 所 玉東町役場 3階 会議室

3. 出席委員（10名）

会 長 1 番 山野信也

会長職務代理者 7 番 鬼塚忠正

委 員 2 番 永田麻衣 3 番 坂口政文 4 番 徳山道也

5 番 清田伸一 6 番 上田佳子 8 番 清田 勇

9 番 前川政樹 10 番 小山省三

推進委員 沼田淳

4. 欠席委員（0名）

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

日程第4 議案第3号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩川康幸 主事 坂本美桜

事務局

ただ今から、令和6年度玉東町農業委員会第11回総会を開会いたします。はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

《挨拶》

事務局

ありがとうございました。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は全員出席のため（~~一名で過半数を満たしておりますので~~）、総会が成立していますことを報告いたします。

また、同規則第4条の規定に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。それでは、会長、よろしくお願い致します。

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名者及び会議書記の指名をいたします。

本日の議事録署名者は9番前川委員と10番小山委員を指名します。また、書記に事務局の坂本主事を指名します。

よろしくお願いします。

議長

続きまして、日程第2、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について

＝1頁、議案第1号について議案書をもとに朗読＝

それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在、板金業を和水町の自動車整備工場の一部を借りて営業されています。借りている作業場も狭く、十分な作業が出来ず駐車場も少なく支障が出るために今回自宅前にある農地に新しく申請されるものです。

申請地につきましては、3ページをご覧ください。役場東側の農地になります。農地区分は、役場から300m以内にある農地で第3種農地と判断します。なお、第3種農地の転用申請は原則許可となっております。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

小山委員

10番 小山委員

説明があったとおり問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 沼田委員

委員が言われたように何の支障もありません。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

2番 坂口委員

図面と若干ズレているようにみえますが、もう一つ作業場となってますが排水についてはどうなっていますか。

最後に相続財産清算人とありますがどういうことですか。

事務局

ズレてはないです。排水については、水は使われませんので排水はありません。雨水のみです。財産清算人は相続人がいらっしゃるということです。

議長

他にありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第1号について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号は、承認されました。

続きまして、日程第3、議案第2号農用地利用集積計画の決定について

議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

4 ページです。(朗読)

5 ページです。議案第 2 号につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、玉東町長から令和 7 年 1 月 24 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

6 ページをご覧ください。(総括表の説明)

7 ページをご覧ください。

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち、新規の利用権設定の賃借権が 7 件、新規の使用貸借権が 4 件です。面積は、田が 5 筆で 3,707 m²、樹園地が 8 筆で 15,214 m²、普通畑が 9 筆で 6,287 m²です。

なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

次に農業公社利用による所有権移転が 2 件あがっております。9 ページになります。農業公社からの売渡で樹園地が 1 筆の 12,092 m²です。

次に 10 ページになります。農業公社の買入で、樹園地が 3 筆の 11,262 m²です。当事者、物件及び対価等は、そこに記載のとおりです。

いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断し、ご提案しております。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

議長

ありませんか。無いようですので、議案第 2 号、農用地利用集積計画の決定については(案)のとおり決定いたします。

議長

その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局

送別会について

議長

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第 11 回総会を閉会いた

します。

閉会 午後2時00分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和7年2月10日

玉東町農業委員会会長

⑤

9番委員

⑤

10番委員

⑤